

令和6年度 第3回新宿区国民健康保険運営協議会

審議事項資料

- 【諮問事項1】新宿区国民健康保険料率の改定について
- 【諮問事項2】低所得者の保険料の減額基準の改定について
- 【諮問事項3】国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応について
- 【諮問事項4】申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正について

令和7年3月15日

新宿区健康部医療保険年金課

【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

1. 令和 7 年度保険料率（案）

○令和 7 年度「特別区基準保険料率」（令和 7 年 2 月 1 7 日区長会総会決定）を適用し、新宿区国民健康保険料率を、次の改定案のとおりとする。

区 分		改 正 案	現 行	増 減	増減率
医 療 （ 基 礎 ） 分	所 得 割	7.71/100	8.69/100	▲0.98/100	▲11.28%
	均 等 割	47,300円	49,100円	▲1,800円	▲3.67%
	賦課割合	5 8 : 4 2	5 8 : 4 2	据置	—
	限 度 額	660,000円	650,000円	10,000円	1.54%
支 後 援 期 金 高 等 齢 者 分	所 得 割	2.69/100	2.80/100	▲0.11/100	▲3.93%
	均 等 割	16,800円	16,500円	300円	1.82%
	賦課割合	5 8 : 4 2	5 8 : 4 2	据置	—
	限 度 額	260,000円	240,000円	20,000円	8.33%
介 護 納 付 金 分	所 得 割	2.25/100	2.16/100	0.09/100	4.17%
	均 等 割	16,600円	16,500円	100円	0.61%
	賦課割合	5 8 : 4 2	5 8 : 4 2	据置	—
	限 度 額	170,000円	170,000円	据置	—

- ①新宿区国民健康保険条例の改正を行う。
- ②医療（基礎）分の賦課限度額は1万円増額、後期高齢者支援金等分は2万円増額。（令和7年度税制改正の大綱より）
- ③介護納付金分の所得割率については、令和7年度から特別区基準保険料率を適用する。

【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

2. 特別区基準保険料率算定における基本的な考え方

国保制度改革に伴う特別区の対応方針（平成 29 年 11 月 14 日区長会総会）

○ 都内保険料水準の統一

将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

○ 医療費の適正化

医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、糖尿病重症化予防に関する協力やジェネリック医薬品の利用促進等への働きかけを広域的に行い、医療費適正化を図る。

○ 収納率の向上

各区にて、保険料の現年分・過年度分を合わせた収納率の向上を図る。

○ 法定外繰入の解消又は縮減

国の激変緩和期間である 6 年間を目途に、段階的・計画的に、特別区独自の激変緩和を段階的に縮小しながら、法定外繰入の削減・解消を目指す。

①特別区基準保険料率は、この対応方針に従って、特別区長会が算定・決定している。

②国保制度改正で平成30年度から導入された納付金方式は、都内市町村の状況から区部の保険料の急増が見込まれた。このため、平成30年度から令和 5 年度までの 6 年間の激変緩和措置を行うこととした。

③新型コロナウイルスによる影響等を踏まえ、令和 3 年度及び令和 5 年度に激変緩和割合を据え置いたため、激変緩和措置期間を令和 7 年度まで 2 か年延長することとした。

参考資料 2-4「特別区基準保険料率について」、2-5「特別区独自の激変緩和措置について」参照

【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

3. 令和 7 年度納付金額①～国確定係数に基づく東京都の納付金額

○東京都は、国が示した確定係数に基づき、都の国保被保険者数及び医療費の状況等をもとに算定した「納付金額」を次のとおり示している。

令和 7 年度確定係数による納付金額 (東京都)

令和 6 年度

給付費 8,096億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額			
後期支援金 1,759億円				3,572 億円	2,318 億円	4,621 億円
介護納付金 656億円						

令和 7 年度

給付費 7,796億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額			
後期支援金 1,744億円				3,635 億円	2,217 億円	4,341 億円
介護納付金 653億円						

事項	R7 算定 (確定係数)	R6 算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数	245万4千人	247万6千人	▲2万2千人	▲0.9%
給付費総額	7,796億円	8,096億円	▲300億円	▲3.7%
1人当たり給付費	317,639円	326,924円	▲9,285円	▲2.8%
納付金総額 ※	4,341億円	4,621億円	▲280億円	▲6.1%
1人当たり納付金額 ※	203,341円	213,354円	▲10,013円	▲4.7%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

令和 6 年度第 3 回東京都国民健康保険運営協議会資料より

① 1人当たり納付金額は、令和 6 年度と比較して▲4.7%・▲10,013円。

※令和5・6年度比較 +4.8% +9,731円

② 1人当たり納付金の減額分10,013円の主な要因は次のとおり

【歳出の主な要因】

- ・ 保険給付費の減 ▲9,285円
- ・ 財政安定化基金積立金の減 ▲886円

【歳入の主な要因】

- ・ 過年度調整（納付金過多）の増 5,158円
- ・ 国・普通調整交付金の増 2,543円
- ・ 特別調整交付金による激変緩和措置（高額医療費負担金分）の増 339円
- ・ 保険者努力支援制度（都道府県分）の増 299円
- ・ 前期高齢者交付金の減 ▲3,243円
- ・ 国庫負担金（32%）の減 ▲2,200円
- ・ 高額医療費負担金（国・都）の減 ▲1,612円

【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

4. 令和7年度納付金額②～確定係数に基づく特別区の納付金額

○東京都は、特別区の国保被保険者数や医療費の状況等を基に算定した「納付金（医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）」として、次のとおりに示している。

令和7年度確定係数による特別区の納付金額

事項		令和7年度	令和6年度	差	伸び率
特別区の被保険者数	医療分・後期分	1,698,978人	1,707,073人	▲ 8,095人	▲ 0.5%
	介護2号被保険者	620,804人	624,354人	▲ 3,550人	▲ 0.6%
特別区の納付金総額		307,566,557,959円	327,457,210,136円	▲ 19,890,652,177円	▲ 6.1%
	医療(基礎)分	207,907,638,139円	228,279,407,762円	▲ 20,371,769,623円	▲ 8.9%
	後期支援金分	73,317,756,232円	72,500,116,271円	817,639,961円	1.1%
	介護納付金分	26,341,163,588円	26,677,686,103円	▲ 336,522,515円	▲ 1.3%
1人当たり納付金額		207,957円	218,924円	▲ 10,967円	▲ 5.0%
	医療(基礎)分	122,372円	133,726円	▲ 11,354円	▲ 8.5%
	後期支援金分	43,154円	42,470円	684円	1.6%
	介護納付金分	42,431円	42,728円	▲ 297円	▲ 0.7%

- ①被保険者数は、社会保険の適用拡大等の影響で▲0.5%。
②納付金総額については、医療分は約204億円減(▲8.9%)、後期支援金分は約8億円増(+1.1%)、介護納付金分は約3億円減(▲1.3%)。納付金相当額を被保険者から保険料として収納し、都に納付する。
③1人当たり納付金額は、医療分11,354円減(▲8.5%)、後期支援金分684円増(+1.6%)、介護納付金分297円減(▲0.7%)。

5. 令和 7 年度納付金額の減の要因分析

① 歳出の減

- ・ 「1人当たり医療費（推計）の減」に伴う保険給付費の減

納付金算定において東京都が用いる「1人当たり医療費（推計）」が令和6年度から減少したため、保険給付費が減となった。令和6年度の推計を行った時点と比べて、直近の実績では1人当たり医療費の伸びが鈍化しており、直近実績をもとに推計した令和7年度推計が、令和6年度推計より低いものとなっている。

- ・ 「高額療養費の自己負担限度額引上げ」に伴う保険給付費の減

令和6年12月、厚生労働省より、現役世代を中心とした全ての世代の被保険者の保険料負担を軽減する観点から、高額療養費の自己負担限度額を段階的に見直す旨が示された。東京都は令和7年度納付金算定において、高額療養費の自己負担限度額引上げの影響額として国から示された保険給付費に対する減少率▲0.21%を用いたことから、保険給付費が減となった。

参考資料2-7「高額療養費制度の見直しについて」参照

② 歳入の増

- ・ 過年度調整（納付金過多に伴う決算剰余金）の増

東京都における令和5年度の決算剰余金は約199億円となっており、令和7年度納付金算定においては、財政安定化基金に積み立てることとした43億円を除いた156億円が納付金減算のために活用された。

【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

6. 特別区長会での協議～特別区独自の激変緩和措置の延長

- ①平成30年度の国保制度改革に伴う6年間の激変緩和期間が設けられ、国や東京都が実施してきた激変緩和措置は、計画通り令和5年度で終了した。
- ②特別区がこの6年間に合わせて行ってきた独自激変緩和措置は、新型コロナウイルスによる影響等を踏まえ令和3年度と令和5年度に激変緩和割合を据え置いたことで、緩和措置期間を令和7年度まで2年間延長した。令和7年度の激変緩和割合は99%（令和7年2月17日特別区長会総会決定）。

●当初計画

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	97%	98%	99%

●これまでの実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	97.3%

据置 (令和3年度)

据置 (令和5年度)

●計画延長後

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	97.3%	98.0%	99.0%

延長 (令和6年度～令和7年度)

参考資料2-5「特別区独自の激変緩和措置について」参照

【諮問事項1】新宿区国民健康保険料率の改定について

7. 新宿区の被保険者への影響①～1人当たり保険料

○新宿区の1人当たり保険料は、以下のとおり。

	令和7年度(案)		令和6年度		差額	伸び率
	被保険者数	1人当たり保険料	被保険者数	1人当たり保険料		
医療(基礎)分	87,804人	101,195円	85,137人	104,875円	▲ 3,680円	▲ 3.51%
後期高齢者支援金分	87,804人	36,198円	85,137人	35,074円	1,124円	3.20%
介護納付金分	26,200人	39,187円	25,829人	38,824円	363円	0.93%
被保険者全体	87,804人	149,086円	85,137人	151,727円	▲ 2,641円	▲ 1.74%
40歳未満と65歳以上 (医療+後期)	61,604人	137,393円	59,308人	139,949円	▲ 2,556円	▲ 1.83%
介護2号被保険者 (医療+後期+介護)	26,200人	176,580円	25,829人	178,773円	▲ 2,193円	▲ 1.23%

※保険料均等割額減額及び未就学児の均等割保険料減額は含まれない

- ① 1人当たり保険料は、被保険者全体が14万9,086円(▲1.74%)、医療+後期支援金が13万7,393円(▲1.83%)。新宿区の被保険者の平均所得が増加しているため、特別区基準保険料率と比較して、新宿区の1人当たり保険料の減少率は小さくなっている。
- ② 特別区独自の激変緩和措置による影響額を含めた新宿区国民健康保険特別会計への「法定外繰入」は、保険料率改定後で約15.7億円となる。
 ※R2：17.7億円、R3：7.5億円、R4：15.0億円、R5：26.1億円、R6：25.8億円(金額は料率改定後の予算額)
- ③ 保険料均等割額減額及び未就学児の均等割保険料減額を含めて算定すると、医療+後期支援金が対前年度▲0.94%、介護2号被保険者が▲0.35%、被保険者全体が▲0.87%となる。

【諮問事項1】新宿区国民健康保険料率の改定について

8. 新宿区の被保険者への影響②～保険料軽減策の効果

- ①特別区全体の保険料収入に対する保険料軽減策の影響額
- ・国保制度改革に伴う特別区の独自激変緩和措置分
 - ・保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻しの未実施分

約158億円（特別区）
 約31億円
 約127億円

②保険料軽減前後における1人当たり保険料等の比較

区 分		軽減後	軽減前	効果額等	削減率
医療分	所得割率	7.71/100	8.38/100	▲0.67/100	▲ 8.00%
	均等割額	47,300円	50,100円	▲2,800円	▲ 5.59%
	限度額	660,000円	660,000円	0円	0.00%
	1人当たり保険料	101,195円	108,678円	▲7,483円	▲ 6.89%
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.69/100	2.93/100	▲0.24/100	▲ 8.19%
	均等割額	16,800円	17,900円	▲1,100円	▲ 6.15%
	限度額	260,000円	260,000円	0円	0.00%
	1人当たり保険料	36,198円	39,029円	▲2,831円	▲ 7.25%
介護 納付金分	所得割率	2.25/100	2.43/100	▲0.18/100	▲ 7.41%
	均等割額	16,600円	17,400円	▲800円	▲ 4.60%
	限度額	170,000円	170,000円	0円	0.00%
	1人当たり保険料	39,187円	41,794円	▲2,607円	▲ 6.24%
被保険者全体	1人当たり保険料	149,086円	160,177円	▲11,091円	▲ 6.92%
	対前年度伸び幅	▲2,641円	8,450円	▲11,091円	▲ 131.25%
40歳未満と65歳 以上(医療+後期)	1人当たり保険料	137,393円	147,707円	▲10,314円	▲ 6.98%
	対前年度伸び幅	▲2,556円	7,758円	▲10,314円	▲ 132.95%
介護2号被保険者 (医療+後期+介護)	1人当たり保険料	176,580円	189,501円	▲12,921円	▲ 6.82%
	対前年度伸び幅	▲2,193円	10,728円	▲12,921円	▲ 120.44%

※「軽減前」は、「特別区独自の激変緩和措置」と「収納率割戻しの未実施」を行わなかった場合の試算

○新宿区保険料収入に対する特別区保険料軽減策の影響額を試算すると約9.74億円となる。

※計算式：1人当たり保険料効果額(医療分+支援金分+介護分)×R7新宿区被保険者数(推計)

【諮問事項 1】 新宿区国民健康保険料率の改定について

9.新宿区の被保険者への影響③

- ①構成比で59.8%を占める総所得金額43万円以下の世帯(均等割保険料のみ・7割減額)の平均保険料は、年額476円(▲2.1%)の減。
- ②構成比で28.8%を占める総所得金額100～800万円の世帯については減少率が多い。総所得金額100～200万円の世帯(構成比12.5%)の平均保険料は、年額12,503円(▲5.9%)の減。特に減少率が多い600～700万円の世帯では、年額62,422円(▲7.3%)の減。
- ③構成比で2.8%を占める総所得金額800～1,000万円超の世帯については、医療分と後期支援金分の賦課限度額が計3万円上がったことにより、増加傾向となっている。最も増加率が多い1,000万円超の世帯(構成比2.1%)の平均保険料は、年額30,012円(+3.1%)の増。

参考資料1-1「保険料の試算(全世帯)」参照

- ④全世帯の約43%を占める、40歳未満及び65歳以上の非課税1人世帯(均等割保険料のみ・7割減額)の保険料は、年額19,230円(月約1,600円)、対前年度450円(▲2.3%)の減。
- ⑤40歳未満及び65歳以上の1人世帯で最も減少率が多いのは、年収600～700万円の世帯で、平均保険料は年額694,074円(月約57,840円)、対前年度67,526円(▲8.9%)の減。

参考資料1-2「Case001」参照

【諮問事項 2】 低所得者の保険料の減額基準の改定について

低所得者の保険料の減額基準の改定

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年12月27日閣議決定）において、国民健康保険税の軽減措置について、物価上昇の影響で軽減判定対象から外れないようにするため、5 割減額、2 割減額の対象世帯に係る減額基準を改正することとされた。

これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずることとされ、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第32号）が公布され、減額基準が改正される。

このため、新宿区国民健康保険条例に規定する減額基準を改める。

【減額基準】

$$43 \text{ 万円} + (\text{給与または年金所得者の合計数} - 1) \times 10 \text{ 万円} + \text{A の金額} \times (\text{世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数})$$

※前年の総所得金額等が、減額基準を下回る場合に、均等割保険料が減額される。

	改正後	改正前
5 割減額判定における <u>A の金額</u>	<u>30.5 万円</u>	<u>29.5 万円</u>
2 割減額判定における <u>A の金額</u>	<u>56.0 万円</u>	<u>54.5 万円</u>

【改正条項】 新宿区国民健康保険条例第 19 条の 2

【諮問事項3】 国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応について

国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応

保険料の徴収猶予について、資力の有無等が不明なまま急患として医療機関を受診し、即時入院が必要な場合等で、資力の活用が可能となるまでの最長で1年間の間、その徴収を猶予できるように関係規定を整備する。

【改正条項】 新宿区国民健康保険条例第23条

【背景】

認知症等で判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患として医療機関を受診し即時入院等が必要な場合等において、本人に治療に要する医療費の負担能力の有無が不明であること等の事情により、直ちに医療費を支払うことができないこと等によって、職権で生活保護を開始し、本人に代わり医療機関に医療費を支払う対応を行う場合がある。

【現状と対応】

当該者が国民健康保険の被保険者であり、かつ負担能力があると見込まれるにも関わらず、職権で生活保護が開始された場合には、被保険者資格が喪失する。加えて、生活保護の開始後に資力の活用が可能となった場合等には、受給期間中の生活保護費の返還義務が発生し、治療に要した医療費の全額を本人に請求することとなる。

これに対応するため、生活保護の開始に代えて、本人の資力の有無が判明し、かつ資力が活用可能となるまでの間、一部負担金及び保険料の徴収猶予を最長1年間活用するよう国から通知された。

【諮問事項4】 申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正について

申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正

区では、申請、届出、申込み等のすべての手続における区民の負担軽減及び利便性の向上並びにデジタル化の推進等の観点から、申請手続等で求めている押印及び署名の見直し・廃止の方針を定め、押印等の見直し・廃止に向けた取組を進めている。

これに伴い、国民健康保険に関する申請書類の中で押印を求めているものについて、様式を改定する。

【改正条項】

新宿区国民健康保険条例施行規則 第35号様式（第30条関係）

新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則

第4号様式（第4条、第5条、第6条関係）、第5号様式（第4条、第5条関係）、

第6号様式（第5条関係）、第9号様式（第8条関係）

【対象様式】

・ 結核医療給付金受給者証交付申請書（第35号様式）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の規定による申請状況を東京都に確認することの同意欄について、「署名又は押印」を求めているものを「氏名の記載」に改める。

・ 国民健康保険高額療養費資金借用証書（第4号様式）、委任状（第5号様式）、領収書（第6号様式）、氏名等変更届（第9号様式）

押印の項目を削除する。